

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

外ヶ浜町長

市町村名 (市町村コード)	外ヶ浜町 (02307)	
地域名 (地域内農業集落名)	平館地区 (平 館)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在中心経営体の耕作面積は49haである。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は4.9haであり、75才以上の農業者の耕作面積全てを引き受けることができないことから、新たな農地の受け手の確保が必要である。

一方、中心経営体である営農組合では構成員の高齢化が進み、新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

平館地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体などが担うのほか、地域の中心となっている担い手が成長・発展していくことにより対応していく。

また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進するとともに、近隣集落との協力体制を強化することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	112 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	112 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②堆肥などの有機物の施用により地力の維持・向上に努め、施肥法の見直し等により化学肥料の施用量を削減し、慣行の収量・品質を確保する。
- ③ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用し、生産効率の向上や農業従事者への負担減を目指す。
- ④水田に連続して作付けられている畑作物は、畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑦担い手の高齢化・減少により、農地の維持管理作業や地域の共同作業に支障が生じないよう、非農業者も含めた保全管理組合の活用等を促進していく。